

平成 31 年度在外研修助成

応募要領

公益財団法人ポーラ美術振興財団

1. 助成の趣旨

若手美術家の海外での研修を援助、助成し、更に活発な創作活動を奨励しようとするものです。

2. 応募資格

- (1) 絵画、彫刻、工芸等の創作に従事している者
- (2) 平成 31 年 4 月 1 日現在で年齢 20 才以上 35 才以下であること
- (3) 日本国籍を有する者、又は日本の永住資格を有する者
- (4) 研修指導者のもとで研修に従事し、研修受入の保証が得られること
- (5) 研修期間は 1 年間程度であり、この間常勤的な職に就かないこと
- (6) 海外で研修を行うために必要な語学力を有すること
- (7) 研修に耐えうる健康状態であること
- (8) 過去にこの在外研修助成を受けていない者

3. 助成予定件数、助成額及び助成期間

- (1) 助成予定件数 18 名程度
- (2) 助 成 額 1 名あたり 12 ヶ月で 340 万円以内
- (3) 助 成 期 間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に研修を開始し、期間は 6 ヶ月以上 1 年以内であること

4. 応募手続

(1) 申請書用紙の請求

当財団のホームページ(<http://www.pola-art-foundation.jp>)より、応募要領及び申請書をダウンロードして下さい。

(2) 申請書記入方法

当財団所定の申請書用紙をダウンロードし、パソコンで記入、もしくは印刷し、ボールペン、黒ペン等で記入して下さい。

- ・ホッチキスの使用不可
- ・両面印刷不可

(3) 応募方法

当財団所定の申請書に必要事項を記入し、提出書類を同封して当財団宛に **郵送** して下さい。(持参不可)

- ※ 同一年度における当財団への応募は、1 申請者につき 1 件とします。
- ※ 連名、チーム、グループでの応募はできません。

提出書類 〈返却不可〉

① 申請書(当財団所定のもの4ページ) …… 3部(各部クリップで綴じること)

② 研修先の受入保証書の写し(申請者本人による和訳を添付) …… 3部

- * 受入保証書作成日、研修指導者名、研修先、研修期間、研修内容が記述されていること
また、研修指導者、もしくは研修先担当者の直筆サインがあること
(形式は問いません。大学等の入学許可証、在籍証明書のみは不可)
- * 申請時の段階で正式な書面を取寄せることが不可能な場合は、受入れの保証が得られていることを証明することができる内容の書面の写しでも可能
- * 尚、受入保証書の原本は採択された場合、必ず提出して頂きます

③ 申請者の主要な作品の写し(カラー)、A4サイズ(片面3枚以上5枚まで)

…… 8部(各部クリップで綴じること)

- * 作品名、制作年、素材、サイズ等の作品データ および作品解説(200～400字以内)を
作品と同面に記載すること (共同制作の場合はその旨も記載すること)
- * A4サイズに統一し、4辺に1cm以上の余白を設けること
- * 作品の点数は問いませんが、5枚以内にまとめて下さい
- * 作品説明上、動画が必要な方は、上記書類に加えてDVD(3～5分程度)を別に1枚提出可能……1枚

④ 年齢が判る身分証明書(パスポート等)の写し(A4サイズ用紙使用)…… 1枚

- 上記書類に不備があった場合は、選考対象外とします -

(4) 申請書の応募先及びお問い合わせ先

〒141-8523 東京都品川区西五反田 2-2-3

公益財団法人 ポーラ美術振興財団 助成事業担当

Tel:03-3494-8237(代表) e-mail: info@pola-art-foundation.jp

5. 応募期間

受付開始 平成30年10月1日(月)

応募締切 平成30年11月12日(月) 必着

※申請書の受領の確認については、メールでのみ受け付けます。申請書に記載されたe-mailアドレスより、件名に「在外助成申請書受領確認」と明記の上、当財団 (info@pola-art-foundation.jp) までお問い合わせ下さい。

6. 選考及び助成の決定

当財団におかれている選考委員会において審査し、理事長が決定します。
採否は平成 31 年 3 月上旬に各応募者に書面にて通知します。

7. 助成金の交付時期

助成期間を 4 期に区分し、それぞれの期の前月末日に交付します。
(但し、4 月より研修を開始する場合は、第 1 期助成金の交付は 4 月末日)
助成金(目録)贈呈式は、平成 31 年 4 月中旬に執り行います。

8. 助成対象者の義務等

- (1) 研修指導者のもとで研修に専念するものとします。
- (2) 研修期間中においては、他の機関等による在外研修に関する費用(旅費・住居費等)の重複した受領は認めません。(後日明らかになった場合は助成金を返却して頂くこととなりますのでご注意ください)
- (3) 長期海外に滞在する為に必要な査証(ビザ)は、各助成対象者に取得して頂きます。(当財団の助成により研修の為に渡航する旨の証明書は発行いたします)
- (4) 研修期間中に常勤の職に就いた場合は、助成金の支給を停止致します。研修期間中に常勤の職に就く必要が生じた場合は、事前に申し出て下さい。
- (5) 研修に従事するにあたっては、事前に「研修実施計画書」を提出し、それに従って研修して頂くことになります。また既に提出した計画を変更する必要がある場合は、直ちにご連絡を頂くとともに、変更を必要とする理由書を添えて「研修実施計画書」を再度提出して頂きます。変更の内容によっては助成そのものを停止、あるいは助成金額の修正、また、返却して頂く場合があります。
- (6) 研修に従事された方には、研修の中間時点より 1 ヶ月以内に、研修の進捗状況、今後の予定、研修成果の発表又はその予定等について「中間報告書」を提出していただきます。中間報告書の提出のない場合は、最終期の助成金の交付は凍結致します。
また研修終了後 2 ヶ月以内に、研修により得られた成果、今後の課題及び支出した金額等についての「完了報告書」「会計報告書」を本人に直接当財団まで持参して頂きます。
(事前に電話等で日時をお約束下さい)
- (7) 研修終了後、制作された作品を出品、発表する場合は、その展覧会の案内等を当財団宛に送付して頂きます。
- (8) 研修終了後、作家としての履歴には「平成 31 年度 ポーラ美術振興財団在外研修員として ○○○○(国名) にて研修」等、記載して頂きます。

9. 個人情報の取り扱いについて

当財団は、申請者・採択者の個人情報については、本助成選考及び助成の目的にのみ使用いたします。また、採択者は、氏名・研修テーマ・研修先等を公開するとともに、研修終了後に、当財団が開催するポーラ在外研修員の成果発表(展覧会等)についてご連絡する場合があります。